

マスコットキャラクターの使用における注意事項

- 1 マスコットキャラクターを使用するにあたっては、次の条件を遵守してください。
 - (1) 公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金（愛称：あいちモリコロ基金）から助成金を受けた事業及び専ら同基金のPRを目的とする活動での使用に限定します。
 - (2) 販売・興行等営利を目的とした物品・映像への使用は認めません。
 - (3) 色彩、縦横の比率の変更などモリゾー・キッコロのイメージに変化が生じるような変造を禁じます。
 - (4) 使用できる期間は、助成金を受けた事業の活動期間内とし、活動期間を超えて使用することはできません。
- 2 マスコットキャラクターを使用する物品・映像については、事前に提供又は提示してください。
- 3 1の各項目に抵触する使用を行う団体及び2の提供・提示の求めに応じない団体には、使用の差止めを求めます。
- 4 使用の差止めに応じない団体は、あいちモリコロ基金ホームページ上において団体名を公表します。